

令和7年度 第1回岡山県教科用図書選定審議会 議事概要

令和7年4月28日(月)  
13:00~14:10  
岡山県庁9階大会議室

I 採択基準

【採択の方針】

- 事務局：「1 採択の方針」について説明
  
- 委員長：審議しようとしている内容について、補足説明をしてほしい。
- 事務局：文部科学大臣から県の教育委員会に対して、教科書目録が送付されている。この目録を見て、教科用図書選定審議会において採択の基準や観点、採択の手続き、選定に必要な資料等を諮問・答申する。県教育委員会は市町村の教育委員会、特別支援学校、国立・私立学校の学校長あてに審議会を経て答申したものを送付する。各採択権者は、この採択基準や採択の観点をもとに調査し、教科書を採択する。県立学校においては、県の教育委員会で各学校から提出された選定理由書等を確認し、採択するという手続きになる。
  
- 委員：採択基準の「採択の方針」(5)の「地域の実情を考慮する」の実情というのはどのようなニュアンスか。どういったところに反映されるか。
- 事務局：特別支援学級の児童生徒が社会科や理科の教科書を選ぶときに、地域のことを学習するのに適した一般図書も選ぶことができる。

【採択の観点】

- 事務局：「2 採択の観点」について説明
  
- 委員：以前、調査研究した図書についての資料では、「主体的・対話的で深い学びの実現ができるような配慮や工夫」についての記載がないとのことだが、選定していく際に、主体的・対話的で深い学びが実現できることは、大事な観点だと思う。
- 委員長：「主体的・対話的で深い学びの実現ができるような配慮や工夫」も採択の観点として、専門調査員の方に教科書を調査研究してもらいたい。

### 【採択の手続】

- 事務局：「3 採択の手続」について説明
  
- 委員：小学校に在籍している知的障害特別支援学級の児童は、検定済教科や著作教科書の他に、一般図書も選べるか。
- 事務局：小学校・中学校の知的障害特別支援学級に在籍している児童生徒についても一般図書を選定することができる。
- 委員：担任が中心となって児童の実態に合った教科書を選ぶが、検定済教科書以外の図書を選ぶ場合には、悩むことがある。保護者とも連携をとっていくとともに、知的障害特別支援学級の児童生徒が一般図書を選べるということを、市町村教育委員会から現場の教員に伝えてほしい。一般図書を選ぶと、指導法が分かっていないと困ることもあると思う。
- 事務局：6月中旬頃、市町村教育委員会に向けて、一般図書の研究資料を送付予定だ。担任している子どもたちの実態に適した教科書を選定できるように、市町村教委にも指導・助言したい。また、研究資料に掲載されている一般図書については、誰でも岡山県総合教育センターで手に取って見ることができるので、あわせて市町村教育委員会に案内したい。
- 委員長：採択基準について、事務局案のとおりとする。

### Ⅱ 選定に必要な資料

- 事務局：「選定に必要な資料」について説明
  
- 委員長：専門調査員会について、事務局案のとおりで設置することとし、「選定に必要な資料」については、次回の審議とする。